

宮城県

出荷制限指示後の管理の考え方
－大豆－

大豆の出荷管理については、出荷制限の一部解除に向け、出荷制限が指示された栗原市旧金田村で生産された大豆の全量を把握し、管理計画を作成するとともに、市町村等と連携し、次の対策に取り組むこととし、万一不適切な事案が確認された場合には、すみやかに是正措置を講じる。

1 制限区域からの出荷管理

(1) 出荷者対策

県は、集出荷団体、関係機関の協力を得て、大豆の出荷制限が指示された栗原市旧金田村における生産者に対し、一切の出荷を行わないよう要請するとともに、巡回指導を行う。

(2) 流通対策

集出荷団体、産直施設、出荷販売事業者等に対し、出荷制限が指示された栗原市旧金田村の大豆を扱わないこと、産地の市町村（栗原市産の大豆については旧金田村以外の区域で生産されたこと。）を確認のうえ、適切な表示により流通させることを要請するとともに、これらの状況確認・巡回指導を行う。

2 制限区域外の市町村等からの出荷への対応

出荷制限が指示された栗原市旧金田村以外の区域から産出される大豆については、集出荷団体、産直施設、出荷販売事業者等に対し、入荷先、販売先等の記録の保存と、必要に応じて当該記録の県への提出を求める。これら取組が確実に行われるよう、流通拠点の巡回指導を行う。

- (注) 出荷制限が指示された区域（昭和25年2月1日現在の区域）
- ・ 栗原市旧金田村（現栗原市一迫川口、嶋躰、清水目の一部区域）